

会議名称	令和2年度第3回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	令和2年7月30日(木) 14時00分から16時15分まで	
場所	杉並区役所 第3・4委員会室(中棟5階)	
出席者	委員	佐藤会長、井口委員、石川委員、井上委員、桐野委員、堤委員、三田委員、山崎委員、奥山委員、新城委員、富田委員、松浦委員、松本委員、山本委員、浅見委員、加藤委員、細川委員
	実施機関	江川区民課長、山崎健診担当課長、濱生活衛生課長、諸角障害者施策課長、笠地域子育て支援担当課長、吉川課税課長、岡本納税課長、日暮国保年金課長、秋吉介護保険課長、田森文化・交流課長、矢花スポーツ振興課長、福原子ども家庭部管理課長
	事務局	喜多川情報・行革担当部長、倉島情報システム担当課長、森情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 杉並区情報公開・個人情報保護審議会 [制度概要・関係例規] ・資料2 令和元年度第5回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料3 令和2年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料4 令和2年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料5 令和2年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項
	当日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員名簿 ・会議次第

【会議内容】

- 1 令和元年度第5回、令和2年度第1回・第2回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
一般報告	令和2年度住民基本台帳ネットワークシステム業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運営計画等について	報告了承
諮問第11号	健診(検診)・保健指導に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第12号	狂犬病予防に関する業務の外部結合について(新規)	決定
報告第8号	情報連携に係る電算入力記録票への「特定個人情報の項目」の記録について(報告)	報告了承
諮問第13号	軽自動車税に関する業務の外部委託について(変更・追加)	決定
諮問第14号	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)に関する業務の外部委託について(変更・追加)	決定
諮問第15号	特別区民税・都民税滞納処分(普通徴収)に関する業務の外部委託について(変更・追加)	決定
諮問第16号	特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収)に関する業務の外部委託について(変更・追加)	決定
諮問第17号	特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収)に関する業務の外部委託について(変更・追加)	決定
諮問第18号	特別区民税・都民税滞納処分(特別徴収)に関する業務の外部委託について(新規)	決定

諮問第 19 号	後期高齢者医療保険制度に関する業務の外部委託について（変更）	決 定
諮問第 20 号	介護保険料賦課・徴収に関する業務の外部委託について（変更）	決 定
報告第 9 号	オンラインを活用した会議・面談等を実施する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第 21 号	オンラインを活用した会議・面談等を実施する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 22 号～ 諮問第 44 号	住民記録システム外 2 2 システムに記録する個人情報の項目について（変更）	決 定
報告第 10 号	文化・芸術振興に関する業務の登録について（追加）	報告了承
報告第 11 号	スポーツ施設の利用・貸出に関する業務の登録について（追加）	報告了承
報告第 12 号	臨時福祉給付金等支給に関する業務の登録について（追加）	報告了承
報告第 13 号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の登録について（追加）	報告了承
報告第 14 号	国民健康保険給付に関する業務の登録について（追加）	報告了承
報告第 15 号	後期高齢者医療保険制度に関する業務の登録について（追加）	報告了承
報告第 16 号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部結合について（追加）	報告了承
報告第 17 号	後期高齢者医療保険制度に関する業務の外部結合について（追加）	報告了承
報告第 18 号	国保情報集約連携システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	報告了承
報告第 19 号	後期高齢者医療広域連合電算処理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	報告了承
報告第 20 号	介護保険料賦課・徴収に関する業務の登録について（追加）	報告了承
報告第 21 号	介護保険料賦課・徴収に関する業務の登録について（追加）	報告了承
報告第 22 号	介護保険給付に関する業務の登録について（追加）	報告了承
報告第 23 号	令和元年度 杉並区情報公開制度実施状況報告について	報告了承
報告第 24 号	令和元年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告について	報告了承
報告第 25 号	令和元年度 中央電子計算組織処理状況報告について	報告了承
報告第 26 号	令和元年度 小型電子計算組織利用報告について	報告了承

情報・行革担当部長	<p>定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>まず、皆様に御報告がございます。会長として御尽力されました長谷川武弘委員が、御都合により、先月をもって御退任なさいました。このため、新たに会長が選出されるまでの間は、私が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>また、先日、書面会議により開催させていただきました第1回及び第2回の審議会に際しましては、特段の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございました。改めて御礼申し上げたいと存じます。</p> <p>それでは、お手元にお配りしてございます会議次第に基づき進めさせていただきます。次第2に移らせていただきます。委嘱状の伝達です。委員の変更がございましたので、新委員の皆様には委嘱状を席上に御配布させていただいております。御確認をお願いいたします。</p> <p>次に、次第3です。審議会委員の自己紹介と事務局職員の紹介をさせていただきますと存じます。新しい名簿については皆様の席上に置いてございます。新しい委員のお名前をこの名簿の順に私からお呼びいたしますので、一言頂戴できればと存じます。</p>
委員	各委員から自己紹介
情報・行革担当部長	<p>新委員の皆様、どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局職員についても人事異動がございますので御紹介をいたします。</p>
事務局職員	事務局職員から自己紹介
情報・行革担当部長	<p>このメンバーで進めていきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日は阿部委員、柴田委員、庄司委員、水町委員の計4名から都合により御欠席との連絡を頂いております。なお、桐野委員については遅れていらっしゃるという御連絡を頂戴してございます。</p> <p>次に、次第4に移らせていただきます。会長の選出です。会長の選出については、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第4条第1項に、会長は委員の互選により定めるとございますが、いかがいたしましょうか。</p>
委員	これは提案ですけれども、これまでの御経験から佐藤委員にお務めいただくのがよろしいかと思えます。皆様、いかがでしょうか。
情報・行革担当部長	ありがとうございます。ただいま、佐藤委員を会長にとの御意見がございましたが、皆様いかがでございましょうか。
(異議なし)	
情報・行革担当部長	ありがとうございました。それでは、ただいま、佐藤委員を会長に推薦ということで御就任いただきますので、今後は佐藤委員に進行をお任せしたいと存じます。佐藤委員、どうぞよろしくお願いいたします。
会長	ただいま、皆様の御推薦を頂き、会長となりました佐藤です。これまでも、住基ネットの調査会のときから、杉並区の関係には従事させていただいておりました。前回までは職務代理をさせていただいておりましたけれども、今回、長谷川委員が退任されたということで、会長をさせていただくこととなります。

	<p>引き続きよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、次は会長職務代理と部会委員の指名の件となります。まず、会長職務代理については、事務局とも相談をいたしまして、後日にしたいと考えております。</p> <p>次に、杉並区特定個人情報保護評価第三者点検部会及び杉並区住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会の委員については、近々部会を開催する予定がありますので、本日、長谷川委員の後任として、同じ弁護士の浅見委員を、審議会条例第7条の2第2項の規定に基づき私から指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>続いて、資料1について事務局から説明をお願ひいたします。</p>
情報政策課長	<p>お配りしている資料1でございますが、こちらについては関係例規の改正が一部あったこと、また委員の変更があったことから今回お配りいたしておりますので、参考にしていただければと存じます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは議題に入ります。次第5及び次第6、本日は次第としてお配りしておりますように、3件の会議録の確定を行ってから報告・諮問案件の審議をして参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。それぞれお配りしたとおりですが、次第5は令和元年度第5回審議会会議録の確定について、次第6は令和2年度第1回・第2回審議会会議録の確定についてというものになります。資料2の令和元年度第5回、資料3及び資料4の令和2年度第1回及び第2回の会議録についてですが、まず事務局から修正や補足説明はありますでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>会議録の修正はございません。</p> <p>新委員の皆様へ、会議録の記載についてご説明いたします。委員の皆様にお送りさせていただきました会議録につきましては、確認がしやすいよう、左側の発言者欄にお名前を入れて作成しております。このあと、修正箇所などのご意見をいただき確定をしましたら、お名前を記載していない会議録により公表いたします。</p>
会長	<p>それでは、委員の皆様から、会議録について訂正箇所あるいは御意見などがございますでしょうか。</p> <p>特に訂正や御意見などないようですので、令和元年度第5回、それから令和2年度第1回及び第2回会議録については確定とさせていただきます。</p> <p>次に、次第7に移らせていただきます。令和2年度第3回審議会報告・諮問事項についてです。それでは情報・行革担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
情報・行革担当部長	<p>諮問文を読み上げて会長に渡す。</p>
会長	<p>情報・行革担当部長から諮問文を頂きました。</p> <p>ここで委員の皆様と事務局・実施機関の方にお願ひがあります。本日も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、当審議会におきまして効率的に議事が進められ、時間短縮が図られるよう、会議の進行に御協力を是非お願ひいたします。</p> <p>それでは会議次第の裏面、報告・諮問事項の一覧の順に従って審議をしていきたいと思っております。初めに諮問第45号・諮問第46号について事務局から説明</p>

	をお願いいたします。
	諮問第 45 号・第 46 号 一般報告 諮問第 47 号・第 48 号
区民課長	<p>それでは、住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施内容の事前点検について御説明申し上げます。2 ページの別紙 1 を御覧ください。今回、審議会に諮問を行う事項は、項番 1 に記載のとおり 3 つあります。1 つ目が総務省発出のチェックリストに基づく自己点検、2 つ目が住基ネット安全措置実施状況等に関する職員アンケート、3 つ目ですが、住基ネット緊急時対応訓練です。</p> <p>具体的な内容は、2 の各諮問事項の概要と諮問の目的に記載させていただいております。これらですが、例年諮問させていただいている内容ですので、詳細についての説明は省略させていただきます。なお、東京都への自己点検の結果報告については、8 月下旬を予定しているところです。</p>
情報政策課長	<p>続いて 3 ページ、別紙 2 の御説明をさせていただきます。3 ページを御覧ください。諮問事項ですが、記載のとおり総務省発出の「情報提供ネットワークシステム接続運用規程」に基づく自己点検、情報提供ネットワーク安全措置実施状況等に関する職員アンケート、3 つ目が情報提供ネットワーク緊急時対応訓練、この 3 点の妥当性について諮問いたします。諮問の概要、目的は記載のとおりですので、御確認いただければと存じます。こちらについても東京都への自己点検については、コロナの影響で例年より少し遅くなりますが、8 月中旬に延期されておりますので、申し添えさせていただきます。諮問第 45 号、第 46 号についての説明は以上です。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、御質問いただきたいと思います。御質問はありますか。本諮問については、まずは細かく適正さを確認すべきと思いますので、住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会において事前の確認を行い、その内容を第 4 回審議会にて部会から報告を受け、答申することといたします。なお、部会の運営については、私が部長ですので、私に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、事務局は調整の上、部会を開催していただくようお願いいたします。</p> <p>次に、一般報告があります。事務局から説明をお願いいたします。</p>
区民課長	<p>令和 2 年度の住民基本台帳ネットワークシステム業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画等について御説明申し上げます。4 ページを御覧ください。最初に、1 の住民基本台帳ネットワークシステム業務に係る事項について御報告いたします。5 ページの別紙 1 を御覧ください。「杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第 5 条等の規定に基づく報告」については、御覧のとおり一覧表にしています。元年度の処理件数ですが、第 1 号、第 2 号は前年より転出入の増加により件数が増加していますけれども、そのほかは、おおむね例年どおりとなっています。</p> <p>続いて、「令和 2 年度 住民基本台帳ネットワークシステム業務に係るセキュ</p>

	<p>リティ運用計画」について御説明いたします。6ページの別紙2を御覧ください。計画の内容ですが、4月に、異動者等を対象に、住民基本台帳ネットワークシステム業務の新規従事者への研修を実施したところです。7月は本日、記載のとおり先ほどの諮問とこの報告を行っているところです。例年、第1回の審議会で諮問・報告をさせていただいているところですが、新型コロナウイルスの影響で、本日の第3回審議会での諮問・報告となっています。また、7月から8月にかけて、チェックリストに基づく自己点検を実施いたします。7月13日付けで東京都から正式な通知が来ておりますので、その内容に合わせて実施する予定です。11月から12月には、住基ネット職員アンケート、住基ネット緊急時対応訓練を実施する予定です。そして、12月には、これらのセキュリティ対策の実施結果について、審議会に改めて諮問する予定です。住民基本台帳ネットワークシステム業務に係る事項については以上です。</p>
<p>情報政策課長</p>	<p>続いて、7ページの別紙3を御覧ください。こちらは、「令和2年度 情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画」についての御説明です。方針については記載のとおり、「情報提供ネットワークシステム業務における人的、物理的及び技術的セキュリティ対策の徹底」といたします。まず、4月ですが、既に各課に、新規従事者については業務に従事する前に研修を実施するよう通知しています。審議会への諮問は本日、第3回に諮問しているところです。</p> <p>続いて緊急時対応訓練、自己点検等は、それぞれコロナの影響で記載のとおり8月、それと7月から8月という形に変更しているところです。職員アンケートについては、11月から12月に実施予定でして、それぞれ自己点検、職員アンケート、緊急時対応訓練の実施結果については、12月の審議会において諮問する予定で考えているところです。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの説明について、御質問はありますか。</p> <p>御質問がなければ、本件は了承といたします。</p> <p>次に、諮問第47号、国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について、それから諮問第48号、予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検についてです。これら2件の諮問については、特定個人情報保護評価書(案)について区民意見の聴取を行った後、当審議会の学識経験者で構成する部会において第三者点検を行い、その内容を次回、第4回審議会にて部会からの報告を受け、答申することにいたします。また、部会の運営については、部会長の水町委員に一任したいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。事務局から補足することはありますか。</p>
<p>情報政策課長</p>	<p>まず1点おわびですが、先日、郵送で配布いたしました資料5です。表紙の裏側ですが、諮問事項等が一覧で並んでいる表の上から4番目と5番目の所、「第三者点検について」ですが、国民健康保険に関する事務と予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検が「新規」となっていますが、「新規」ではなく「再実施」です。訂正いただきますようお願いいたします。</p> <p>併せて、補足説明をさせていただきます。今回、2件について第三者評価点検の対象としていますが、その理由です。まず、国民健康保険に関する事務で</p>

	<p>すが、令和3年3月からオンラインによる資格確認が導入されます。これに伴い、評価書の記載内容を一部修正するためです。オンライン資格確認については、後ほど報告案件の中で詳しく御説明したいと思います。また、予防接種に関する事務については、評価書を公表してから5年が経過しますので、今回、特定個人情報保護評価指針の規程に基づき、再評価を実施するものです。なお、2つの評価書とも、それぞれ区民意見聴取の期間が設けられています。8月1日から8月31日までの1か月を予定して、区民の意見を聴取する予定です。</p>
会長	<p>それでは、事務局は部会長の水町委員と調整して、部会を開催してください。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、諮問第11号、諮問第12号、報告第8号について事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>諮問第11号 諮問第12号 報告第8号</p>	
情報政策課長	<p>諮問第11号、諮問第12号について説明する。</p>
情報システム担当課長	<p>報告第8号について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、御質問があれば挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>A I - O C Rについて伺いたいののですが、使用する製品は既に決定しておりますか。</p>
情報政策課長	<p>現在プロポーザルにおいてA I - O C Rを行う事業者を選定している最中ですので、その中で選定されると考えています。</p>
委員	<p>分かりました。識字率を伺いたかったのですが、それであれば、また決まってから伺えればと思っております。100%の識字ができるというものではないと承知しており、正しく反映できていない文字を補う作業は庁内で行うのか、それもサービス提供者側でそこをフォローしてもらうのか、その辺りの計画を教えてくださいいただければと思います。</p>
情報政策課長	<p>現在の予定ですが、まず前回、昨年度実施の検証は、実験という形で行いました。そのときは、数は少なかったのですが、識字率が大体70~90%程度でした。その結果を見て、申請書を読みやすいように直し、その前提の下で今、事業者を選定しているところです。事業者の選定後、実際に稼働するまでの間、100%により近づける形で何度も検証を重ねた上での実施を考えています。やはり、最初の頃は目視で点検というのも必要になると思っておりますが、ほぼ100%に近い形でやっていけると考えています。最終的に稼働した後については、職員が目視チェックというのが一定程度入ると考えています。</p>
会長	<p>ほかに御質問のある方、挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>諮問第12号に関連して確認させていただきたいと思っております。今回A I - O C Rでデジタル化して、R P Aで入力するという2段階になると思うのですが、中間ファイルとしては手書きの帳票をP D F化したP D Fファイルと、A I - O C Rから電子データ化されたファイルという2つが区内、庁内L A Nで出来上がると思うのですが、システムのそれはきちんと削除されるのか、</p>

	それとも個人情報が残ったまま保存されるのか、そこはどうなっているのでしょうか。
情報政策課長	L GWAN-ASP内には保存されない形です。
委員	違います。そこは保存されないと書いてあるので分かります。L GWAN内のASPであるAI-OCRに読み取りをさせるために、手書きの帳票を1度ここでPDF化するわけですよ。スキャンするわけですよ。
情報政策課長	そのとおりです。
委員	そのスキャンされたPDFデータの扱いは、L GWANに送る前に庁舎内のパソコン若しくは杉並区のパソコンの中に入るわけですよ。
情報政策課長	そのとおりです。
委員	その後、L GWANにてAI-OCRで読み取ったデジタル化されたデータについても、RPAに入力する前にこちらにまた戻ってくるので、2つ中間ファイルが出来るわけですよ。その扱い、そこには個人情報が載っているので、放置してはいけないものだと思うのですが、それはきちんと削除されるのかどうか、そこを確認させてください。
情報政策課長	最終的にRPAで自動入力した後のデータが必要ですので、その前のデータについては削除いたします。
委員	分かりました。諮問第11号に移ります。この研究というのは、何を研究するのかよく分からなかったのですが、本当に外部に委託する必要がある研究なのかどうなのか、簡単でいいのもう一回教えてもらえますか。
健診担当課長	区のがん検診の結果と国のがん情報を突合して、特に見付けにくい早期のがんや、部位とか形態によってなかなか見付けにくいがんについて医師会の先生方が検診で写した写真と照合して、早期のがんの見落としがないように研究していくという、そういう内容です。
委員	具体的にはよく分からなかったのですが、今回のコロナの状況もあるので、また後ほど教えていただければと思います。
委員	今のお話なのですが、杉並区では残念ながら、がんの疑いのある陰影の見落としがあったということです。国ではがん登録という形で、がんを診断された人の個人情報を全国的に集めています。ですから、杉並区民でがんになった人の情報が、そこにたまっているわけです。そちらから個人情報をもらってきて、区が行った検診の情報と突合することによって、がん検診を受けているのに、その割とすぐ後でがんで登録されている人がいたりした場合には、がん検診の精度が問題になるわけですよ。ですから、それを突合し、偽陰性、要するに、実はがんがあったのではないかなという人を見落とししたという例が分かった場合には、そこに戻って写真なりデータなりを検討し、その上で今後そういった見落としがないようにという形でがん検診の精度を上げていくという研究と理解しておりますので、それはやはり、がん検診をおやりになる医療機関なり医師なりが直接に手掛けたほうがよろしいのではないかと思います。
委員	すごく分かりやすい説明をありがとうございます。研究をするに当たって氏名、住所、年齢、性別等の個人を特定する情報が本当に必要なのかどうか

	<p>というのがすごく気になっていたのですが、今の委員のお話で必要だということが分かりました。ちなみに、研究という言葉が使われていますけれども、これは検査の後追いのチェックということであって、研究ではない気がするのですが、その辺はいかがですか。</p>
委員	<p>確かに、研究というより精度管理という感じかなと思われまます。</p>
会長	<p>実施機関として、もしそれについて回答を追加したければ。それか委員の言ったとおりでいいということであれば、それでも構わないかと思えます。</p>
健診担当課長	<p>委員のおっしゃるとおり、精度管理が目的です。</p>
委員	<p>分かりました。であるならば、今後は研究というよりは、そういう説明の仕方をしていただいたほうが、これは議会や区民への説明がされることだと思いますので、その辺はそうしていただきたいと思えます。ごめんなさい、意見になってしまいますね。</p>
情報・行革担当部長	<p>御意見だけということですが、両委員がおっしゃったとおりです。所管が当初、研究と作ってまいりましたのは、目的としては委員が補足してくださったとおり精度管理です。ただ、健診事業というのは区の事業でやっていて、一方で医師会に委託してやっていたというわけです。今回、非常に残念な事故があったわけですが、杉並区としてがん検診を含めた区民健康診査の精度管理というのは、非常に重要なことだと改めて認識したわけです。繰り返して恐縮ですが、それを医師会にも委託していると。このパッケージとしてどうしていくかというのも、ちょっとふかんしてみるというか、そうしたときに区民健康診査をどうするかと、がん検診をどうするかというところで研究という言葉が所管が使ったというところがあります。</p> <p>ただ、今度新たに保健所が取り組む実施事業については、区民の方に分かりやすくお知らせする必要がありますので、それは何のためにやるか。そこには不幸な事故がありましたけれども、それらから我々ももう一度原点に立ち返って、知見のある方々の御示唆を頂き、その先には精度を高めるというのが大きな目的ですので、その辺りは今お二人の委員から御指摘いただいたように、分かりやすく説明するようしていきたいと思えます。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>諮問番号第 11 号の委託先との授受の方法についてです。磁気媒体ということなのですが、USBとかハードディスクとか、そういったものでやり取りするのかなと思うのですが、その紛失とかそういった懸念も考えられます。その辺り、セキュリティはどのようなことをお考えでしょうか。</p>
健診担当課長	<p>セキュリティに関しては、USBについても暗号化して、そういうところで危機管理をしていきたいと思っておりますし、医師会で情報を持つという点においても、医師会にいろいろな、健診でも何でも個人情報についてはお渡ししていますので、同じように契約の中でしっかりと個人情報保護、漏えい防止というところは契約書に書く予定です。</p>
情報政策課長	<p>セキュリティ面で補足させていただきます。ただいま、健診担当課長からUSBについては暗号化するという御説明を差し上げたのですが、小さいもので</p>

	<p>すからどうやって運ぶかといったところも、もう1つセキュリティを考えています。こちらについては、しっかり鍵の掛かる袋とか鞆に入れて、区の職員が医師会まで複数人で運んで、持ち帰るときも同じような形で、しっかりと紛失等も気を付けてやっていきます。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>諮問第12号なのですが、AI-OCRをLGWAN-ASP、何かアルファベットだらけでよく分からないのですが、そちらに依頼しないとできないものなのでしょうか。OCRは割とできるような、庁内でできないのかなというのが1点と、もう1つは好奇心なのですが、RPAは何の略で、どういうことなのかというのを教えてくださいという2点です。</p>
情報システム担当課長	<p>まず、RPAから御説明させていただきます。RPAは頭文字を取って、ロボティック・プロセス・オートメーションの略でして、何かと申しますと、要は今まで人間が手作業でやっていたものを機械を使って、例えば自動で入力したりとか、そういったことができるツールです。</p>
委員	<p>それは、文字の読み取りは別にして、そこで電子化されたデータを入力すると、そういうことと読み取れるのですが、そういう理解でよろしいのですか。</p>
情報システム担当課長	<p>AI-OCRのほうは、今まで手書きで申請書とか出てきたものを、今申し上げたRPAで入力できる情報に変換するものです。その変換した情報をもとに、RPAが自動で入力していきます。</p>
情報・行革担当部長	<p>先ほど委員から、庁内でできないのかというお話がありました。OCRの前にAIというのが付いているのですが、区民の皆様は手書きで申請書にお書きになるのです。そうすると、例えばマークシートのような形で、1、2、3、4、0とか、ドットがあって、それを書いた書類を皆様お書きになったことがあると思うのです。2はこう書くとか、3はこうとか、1はこうとかとあるのですが、そうではないので、フリーになっているのです。どこを埋めるかというのは申請書に箱があるのです。</p> <p>ただ、私ごとですが非常に悪筆でして、それを全部読み込まなければいけないのです。いろいろな方がいらっしゃいますので、あるいは非常に字がきれいで達筆な方とか、それを全部電子データ化するには、AIという機能を使います。それは、業者が様々なデータを蓄積したいろいろなプログラム、ソフトを持っていますので、どのような文字が来ても、先ほど委員から何パーセントの識字率があるのだというお話がありましたが、100%に近づけないと自動化する意味が全くないのです。職員が省力化できなくなってしまうので、その実験を、今、新しく公募している途中ですが、業者と昨年度、実験をいたしましたけれども、そこで大体、幅はあるのですが70%から90%ですかね。それを限りなく100%に近づける、それが今度の目的です。</p> <p>その90%の識字率、90%以上の識字率にするためには、いろいろな字の書き癖の方がいらっしゃいますので、それをAIという仕組みを使って、OCRというのは昔からあるのですが、そこでAIという技術を使って全て、なるべくどのような字が書かれていても正しくデータに変換されると。そういうシステムでして、庁内ではそういった仕組みが持てませんので、それをLGWANと</p>

	<p>いう安全な回線を使ってデータをやり取りすると、そういう仕組みになっております。</p>
会長	<p>ほかに御質問があれば、挙手をお願いいたします。よろしいですか。</p> <p>そうしましたら、御意見があればお願いいたします。先ほど諮問第 11 号に関しては、研究という表現が分かりにくいので、区役所外に説明するときには少し分かりやすい説明をというのは意見として頂いていますので、それは意見に組み込んでおきたいと思います。そのほかに、もし御意見があれば挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、報告第 8 号は了承、諮問第 11 号、諮問第 12 号は決定といたします。</p> <p>次に諮問第 13 号から諮問第 20 号、報告第 9 号と諮問第 21 号、諮問第 22 号から諮問第 44 号について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>諮問第 13 号～第 20 号 報告第 9 号、諮問第 21 号 諮問第 22 号～第 44 号</p>	
情報システム担当課長	<p>諮問第 13 号から諮問第 20 号について説明する。</p>
情報政策課長	<p>報告第 9 号、諮問第 21 号について説明する。</p>
情報システム担当課長	<p>諮問第 22 号から諮問第 44 号について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、御質問はありますか。</p>
委員	<p>諮問第 21 号のオンラインを活用した会議・面談等について伺ってまいります。参加者側の会議 ID と会議パスワードですが、これを伝達する方法をどのように考えているか、お願いします。</p>
情報政策課長	<p>新たに、専用のメールアドレスを設置しまして、そこでのやり取りという形を想定しております。</p>
委員	<p>参加者がそのシステムにメールアドレスを登録して、そのメールサーバから ID、パスワードを通知するという形で運用していくということでもいいのかというのを聞きたいのは、これは、そのシステム自体に個人情報的な手当の部分の諮問とかが必要になってくるのではないかとこのところが気になったので伺っています。</p>
情報政策課長	<p>通常、今、メールでのやり取りを区民等と行っておりますので、その範囲の中でやるというように考えております。</p>
委員	<p>分かりました。個人情報の記録の追加の部分に関連するところで、ASP 側と区民側に関しては、録音、録画ができないようにするということがありますが、区側では録音、録画を可能というようにしているのかどうか、これは一般的なサービス提供の中で、サービス品質の向上だとか、訴訟リスクなどのために録音、録画をしていますということを明示して提供されるサービスというものがあるものですから、区としてはそういった手当というのはあらかじめしておくのかどうかということを確認したく質問しています。</p>
情報政策課長	<p>区側のほうでも、このシステム内というか、そこでの録音、録画というのは今のところ想定しておりません。</p>

委員	<p>分かりました。最後に、映像と音声のみのやり取りということだと思いますが、このオンライン会議システムの中で画面共有という、資料を画面上で表示するような形の画面共有というものは可としているのかどうか。実際の対面の面談に近いユーザーエクスペリエンスを持ってもらうためには、この画面共有は必須かなと思っておりませんが、この辺りはいかがでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>まず、今回のオンライン会議については、考え方として、今、面談でしている、ここの間にオンラインが入るという形で考えておりますので、通常、例えば今回の会議においても、資料等は事前に配布しております。そういったところを大きく変えることは考えておりません。今やっているやり方の中で、対面ではなくてオンライン上で顔を合わせる、お話ができるといった形で考えております。</p>
委員	<p>分かりました。私からの質問の最後で、今回のこの諮問が決定されると、情報公開・個人情報保護審議会はオンライン開催が可能となるのかどうか、これ以降の手当が何か必要なのかという確認をします。</p>
情報政策課長	<p>こちらのほうで、この会議、皆様のほうでオンライン会議という形で同意というか、会長のほうの御決断がありましたら、オンライン会議も可能になると考えております。</p>
情報・行革担当部長	<p>基本は、こういった形で審議会などは開催させていただくというのがデフォルトと言いましょか、基本というように考えております。ただ、冒頭でも皆様に御礼申し上げましたが、コロナ禍のときに2回、書面会議という形で、非常に皆様には御負担をお掛けしたことがあります。そうした場合に、速やかに、やはり私どもも行政執行をしなければいけない。さらに、審議会に掛ける事案があるという場合には、あのような御不便を皆様にお掛けしないということもありまして、オンライン会議の仕組みを導入するということです。</p> <p>また、今、情報政策課長が申し上げましたように、会長あるいは委員の多数の皆様から、こうした場合にはオンライン会議で開催したらどうかというお話がありましたら、その都度、検討させていただきたいと存じます。</p>
委員	<p>ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の拡大が収まってくれば、当然オフラインが基準になってくるかというのはあるのですが、それを望んでいるのですけれども、やはり感染が再拡大していくような話の流れだったり、あとは、今回や前回の書面評決のときの議案にもあったように、緊急性の高い諮問事項というものは今後も出てくることは想定されますので、平時、感染症のリスクの低いときであっても、場合によってはオンラインを活用できるようにしておくというのは非常に大事なかなと思っておりますので、デフォルトは部長がおっしゃるように、対面でこういった形では思っておりますけれども、これが可能になるということに、非常に大きな意味があると思っておりますので質問させていただきました。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>諮問第21号ですが、先ほどの御答弁の中で、記録は区側も残さないということだったので、会議録はどうするのでしょうか。それから、面談の記録等はきっちり取っておかないと、後で言った言わないとかありますよね、どうな</p>

	っていますか。
情報政策課長	先ほど申し上げたのは、今回使うオンラインのシステム内には残さないということです。ただ、委員がおっしゃっているように、相談の記録というのは、今までも紙なりでしっかりと取っている形ですので、それは同じようにいたします。審議会等の会議録の作成についても、今もこういった形で記録されておりますので、そこは引き続き、今までと変わりなく行いますので、会議録等の作成はできるというように考えております。
委員	まだちょっとよく分らないです。では、この会議をオンラインでやったとしたら、それを誰かが見ている、それを、例えば速記者の方が記録を取るように、そのような方法ですか。
情報政策課長	そうです。いろいろオンライン会議のASPがあります。そのASPの中には、そのASP上に保存できるといったものもあるようなのですが、今回そういったものは一切行わないという形で進めてまいります。
委員	そうすると、面談の場合はどうなりますか。
情報政策課長	面談の場合も同じということです。そういったASPのシステム内には残しませんが、当然、今も面談は対面で行っていると思うのです。その場合についてはお話ししながらメモを取るとか、しっかりと相談の経緯というのは各所管で残していると思いますので、それは、引き続き同じような形で行っていくというように考えています。
委員	では、お話を伺っている所管の方が記録するわけですね。つまり、横に速記者がいるというわけではないでしょうか。
情報政策課長	相談案件ということでよろしいですか。
委員	はい。
情報政策課長	相談案件については、今も、例えば、区民の方お一人と職員一人という形で個室で行っています。それは変わらないです。その間に、今、対面して、お顔を直接見ているのだけれども、オンライン会議になると、オンラインの画面上にお顔が映るといったところが変わるだけと考えておりますので、ほかのところが変わるとか、相談のときにほかの人が入ってくるとか、そういったことは一切ないということです。
委員	分かりました。次に、諮問第13号から第20号のうちですけれども、封入のときに入れ間違いが起きるのではないかと懸念しております。というのは、住民税の特別徴収の封入作業によって間違いが、杉並区ではないけれども、ほかの自治体ではありましたよね。住民税の決定通知の中には、一人一人にマイナンバーを記入するというようになって、自治体によっては、それをアスタリスクで途中を伏せたりとかもしていますけれども、マイナンバーを載せることがデフォルトになっているので続いているはず。それが結局、誤封入してしまったために、ほかの事業所に行ってしまうと、そこでマイナンバーが漏れたということがあって、大変なことがたくさんあったわけですが、そういったようなことは、やはり危険性というか、可能性、リスクはありますか。
課税課長	やはりそういう心配というのは当然ありますので、履行の確認に加えまして、実施前に全ての工程でプレス作業を行いまして、区で完成品について確認させ

	<p>ていただきます。帳票の内容とかテスト印刷や圧着状況とかを全部テストしたものを区で検証しまして、間違いがないかということを確認に見させていただきます。その過程で誤りがなければ、この実際の作業をしていただくという形で、できる限りの確実性は期したいと思います。委員が御懸念なさっていらっしゃるような心配は当然発生すると思いますが、それをできるだけ少なくするような形で絶対に進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
委員	<p>絶対大丈夫と答弁しなかったことに、むしろ誠実さを感じましたので、結構です。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>確認をされなかったところだけ確認をさせてください。諮問第13号から第20号ですけれども、授受の方法は、先ほどの諮問では鞆に鍵を掛けたもので職員が、というお話もされていたのですが、授受についてのセキュリティというか、そういう対策というのは、どのような捉え方をされているのか確認します。</p>
課税課長	<p>仕様書の中には当然、個人情報の保護を徹底するような形での内容、情報の漏えい等防止に万全を期します。例えば、契約時に情報管理台帳を作成しまして、責任者とか担当者、情報の保管場所を明確にするとか、受託業務終了後はデータ消去証明書の提出を求めたりとか、また、印刷に用いるシステムについて絶対にインターネットに接続しないとか、そのような感じで確認してまいります。また、作業する前に、工場に実際にこちらで赴きまして、事前に情報漏れとか、そういう危険性がないかということを確認に見てから行いたいと考えております。</p>
委員	<p>おっしゃることもその一部だというように思いますが、文書や磁気媒体を渡したり受けたりということをやられるわけですから、先ほどのような対策が取られるのか、どういう対策が考えられているのかということを確認したかったのです。</p>
情報システム担当課長	<p>補足でございますが、先ほど申し上げましたUSBメモリーの暗号化や、紛失しないような仕組みにつきましては、基本でございますので、この業務につきましても、変わらずやっていく考えです。</p>
委員	<p>ありがとうございます。最後に、もう一点ですけれども、諮問第21号ですが、先ほどプロバイダーというか、サーバのほうのセキュリティの基準を満たすということ、保存は不可だということをおっしゃっていたのですが、今、私たちもオンラインですと会議をしたりという経験をもっているのですが、サーバ上の利用データなどクラウドに残るといことも指摘をされていたりして、これが基準を満たしているということ、保存されていないということは、区はどのようなことで確認されるのかということをお教えいただきたいのですが。</p>
情報システム担当課長	<p>そのことにつきましては、仕様の中でしっかりと規定してやっていきますので、御理解いただければと存じます。</p>
情報・行革担当部長	<p>委員の皆様は御存じだと思いますが、オンライン会議はあちらこちらで行われています。ところが、何とか爆弾というようなことが起こったりとか、かなり先行してやっている自治体もあり、そういった面では、ちょっと杉並は遅れているところがありますが、東京都も国も含めて、外国の企業がほとんどなの</p>

	<p>ですが、日本純正のソフトも出ておまして、かなり製品がたくさんあります。かなりバージョンアップもされていて、一時期セキュリティが問題になったメーカーのものであったとしても、私の記憶では、米国のセキュリティ会社をわざわざ買収して、そのセキュリティの仕組みを組み込んだというような報道も確かありました。言ってみれば、後発組になりますので、私どもが要求しているもの、簡単に言えば、クラウドにあるサーバ上には、もちろんその瞬間はそこにデータはあるでしょうが、そこにはデータは保存しないという仕組みのもの、今、調べておりますので、必ずそういった他の事例も見ながら、そして、情報提供も当然、企業情報、ソフトウェア製品情報はアップされておりますので、その中を私ども情報政策課などがつぶさに見て、それから、どういった国際認証を取っているかというのも重要だと思います。そのこの辺りから、その安全性というのも見極められるとっておりますので、まずそこから始める。そして、その運用に当たっては、私どもがしっかり監視をしていくということになるかと思っておりますので、今、これからという取組ですけれども、先行事例がありますので、それを研究しながら進めていきたいと思っております。</p>
委員	<p>かなり難しい部分ではあるかと思っておりますが、今おっしゃったように、是非、徹底的に調査をしながらやっていただきたいと思っております。</p>
会長	<p>ほかに御質問のある方はいらっしゃいますか。</p>
委員	<p>報告第9号、諮問第21号についてです。お話を伺って、かなり慎重な御対応を考えていらっしゃるのかなと思っておりますけれども、例えば東京都とか他区でこういったオンライン会議は既に行われていますが、そういった所も大体同じように、いろいろセキュリティロックを掛けているような状況なのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>今、23区それぞれに確認しているところです。詳細は各区によって細かいところまではなかなか聞き取れておりませんが、こういったロックは掛けていないような所もあると認識しています。杉並区は、考えられる全てのセキュリティを盛り込んでいる状況です。</p>
委員	<p>専用端末も置いて、しかも他の用途に活用しないという、かなり厳格なところですが、もったいないなところも正直、感想として持っています。今までメールとかでもイントラネットでつないでやっていますけれども、そういうメールでのつながりと、オンライン会議のつながりは、そんなに厳重にしなければならないものかというのは、私は素人で分かりませんが、その辺りを教えていただければと思います。</p>
情報・行革担当部長	<p>私ども、今回、このオンライン会議システムを導入した場合に、どういった事業で使うかというのは、一例として、こういった審議会とか、区民の方の御相談などで活用したいと思っておりますが、国の交付金を活用しますけれども、専用端末をかなりの数を購入しますし、あるいはソフトウェアとか、セキュリティのパッケージソフトといったものも購入しますので、今、委員がおっしゃったように、非常にもったいない仕組みになると思っております。後発組と申し上げましたけれども、まずこの取組を、私どもが持っている様々な条例に基づいて、その中で運用するというところで制約があるような感じになりますが、まずはこれでスタートさせていただきまして、この活用方法については、もう少し厳</p>

	<p>格に活用しなくてもいい場面というのが出てくると思います。せっかく構築するわけですので、区民の方がこういった緊急事態においても変わらぬサービスを受けていただくということと、それから、私どもの業務の効率化にもつなげていくという、この2つの目的がありますので、その使い勝手については使いやすいように、そして、区民サービスの向上につながるように継続をして、これを導入した後も、引き続き研究してまいりたいと思います。御意見ありがとうございます。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>今回は個人情報絡むということで、保護条例に基づいての諮問かと思いますが、個人情報を扱わない会議もあろうかと思えます。そのようなものに関しては、この考えではないような対応もできるという理解でよろしいのですか。というのは、この間、聞いている限りでは、区でこのオンライン会議をやってきていないと思うのです。私もいろいろな社会福祉法人などの中では、結構、この間ずっとやっており、その中では、余りにも慎重すぎて時期を遅らせてはいないかという、そのような懸念もあったものですから質問いたします。</p>
情報政策課長	<p>確かに、お話の内容が個人情報に触れない部分もあろうかと思いますが、これまでの流れの中で、いわゆる、画面上に容姿が映ると、この容姿自体が個人情報といったカテゴリになるところもありましたので、まずは、この審議会を経た後に、様々な会議、相談等で使っていきたいと考えております。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>私は分からないのですが、要するに、これから会議システムなどを契約する所を決めるというお話ですよ。そのときに、最大限セキュリティなどを確保できる所、それは日本の業者に限るのですか。</p>
情報政策課長	<p>どこの国のメーカーという指定はしない予定です。こういったセキュリティをしっかりと確保できるものという形で探していきたいと考えております。</p>
委員	<p>分かりました。日本の業者でない場合もあり得るということですね。素人なので全く分からないのですが、ZoomやWebexは駄目なのですか。</p>
情報・行革担当部長	<p>駄目というのは。もちろん、今、WebexやZoomは、これらもターゲットに入っております。ちなみに、Webexですと東京都も使っており、23区を調べたところによりますと、割とこのCiscoという会社は使っている自治体が多くなっている状況はあります。</p>
委員	<p>割合多くが使ってますよね。委員がおっしゃったように、セキュリティを余り極端に言うと、アメリカの会社だったら、何かあったら全部、国へ持っていくわけですから、全然セキュリティなんて、はっきり言って、ましてや中国の会社だったら完全に抜かれてしまいますから、極端なことを言い出すときりがないというのが本音だと思います。一般的に使われていれば、ある程度は仕方がないというところは正直あるのではないかと、それが少し疑問だったということです。分かりました。</p> <p>あと、前もお聞きしたかもしれませんが、諮問第13号から第20号について、外部委託に出す場合は、委託先のPマークの取得は要件になっているのですか。</p>
情報システム担当	<p>個々の業務で指定することもあるかと存じますが、必ず指定するといったル</p>

課長	ールはございません。
委員	ケースバイケースで、そのようなことを求める場合もあるということですか。
情報システム担当 課長	そのとおりでございます。
委員	それを求めているのであれば、変な話ですが、ほとんどの質問が無意味というか、最低限そこでクリアされているのだから、もう、それ以上言っても仕方がない気がします。これも非常に些細なことですが、多分、意味は何となく分かるのですが、業務委託期間で単年度と継続とありますよね。継続と言っている意味は分かるのですが、要するに、契約期間は単年度でやって、更新みたいな形なのですか。
情報政策課長	そのとおりです。
委員	継続といわれると、複数年契約なのか何なのか。分かりました。
会長	ほかに御質問はありますでしょうか。
委員	33 ページの報告第9号と諮問第21号です。これはオンラインを活用した会議・面談等についてということで、最初の頭の3行で少し書いてありまして、「オンラインを活用した会議・面談等について、次のとおり諮問する。また、同条例」に基づき報告する、と書いてあるのですが、1、2、3、4と項目があり、どれが諮問事項でどれが報告事項なのかがよく分からないのですが、具体的にどの項目が諮問でどこが報告なのですか。
情報政策課長	まず、第17条第1項第2号の諮問については、この表記の2の外部結合に当たります。報告については、3の「同意の状況」の追加といったところです。
委員	では、この外部結合の方法について、私たちは意見・賛否を表明すればいいということですね。
情報政策課長	おっしゃるとおりです。
委員	あと、諮問第13号から第20号ですが、今回は24ページで業務が1～7まであるのですが、これは全部1つの事業者と契約して外部委託をするというイメージですか。それとも、それぞれ個別で契約する形なのでしょうか。そこはいかがですか。
課税課長	1つの業務ごとに1つの業者とお考えいただければよいと思います。例えば、24ページに記載してあります軽自動車税に関する業務でしたら、こちらの印刷と封緘や送付については1つの業者と考えております。
委員	そうすると、最高7事業者と外部委託が行われることになるのですね。
課税課長	そのとおりです。
会長	ほかに御質問はありますでしょうか。よろしいですか。では、私から質問が2点あります。報告第9号、諮問第21号の33ページの4の(1)の3つ目に「参加者が録画録音できない仕様に区が設定できること」とありますが、これは、この利用するオンラインツールそのものの録画録音ができないという趣旨でいかどうかを確認させてください。
情報政策課長	そのとおりです。
会長	分かりました。2点目の質問は、今の33ページの3の同意書に絡みますが、34ページに同意事項があります。「同意の状況」を記録するということだと、

	同意したと同意していないがあると思いますが、これは、同意していない場合には、同意していない人が参加したまま会議を開催する想定なのでしょうか。
情報政策課長	これは同意した方と考えております。非常に重要な部分とっておりますので、これに同意できない方にはオンラインの活用は難しいと思っております。
会長	ほかに御質問がなければ、意見に移りたいと思います。意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
委員	<p>報告第9号、諮問第21号について各委員から関連な質疑があったかと思いますが、その中でも、オンライン会議の際の会議録の作成に当たり、お話をまとめると、システム上の録音、録画は使わないけれども、参加者として速記の方に参加してもらい、速記の方は恐らく予備の録音機を今も回していらっしゃる形で、システムの録音機能はあえて使わずに別の録音機能を使って録音するという非常に美しくない設計になってしまっていると思っております。</p> <p>これに関しては、先ほど部長もおっしゃったとおり、まず、この形でスタートしていき、セキュリティと利便性のバランスをどこに収めていくかは、今後もこの審議会の中で議論になっていくと思っておりますが、是非、システムの機能を有効に活用できるような形に着々と進めていってほしいと思っており、委員としてそういった形で協力していきたいと思っております。</p>
会長	ほかに御意見のある委員はいらっしゃいますか。
委員	<p>諮問内容には賛成します。ただ、内容が少し慎重すぎるくらいもあると思います。その中で、例えば、情報管理から見ると、今までの経過からかなり慎重なところがあるかと思いますが、では電話とどう違うのか、あるいはテレビとどう違うのかということところでいうと、もう、その垣根がなくなっている内容かと思っておりますので、慎重になりながらも状況を見ながら、より柔軟な対応をお考えいただければと思います。以上です。</p>
会長	ほかに御意見のある委員はいらっしゃいますか。
委員	<p>私もお二人と全く一緒に、正直、全く録画できないなど、それが本当にいいのかは非常に疑問があり、本当にケースバイケースだと思います。場合によっては、そのほうが後から検証するときには本当に必要なこともあるかもしれないので、余り過度に保護ばかり考えるのは賛成できず、そこは本当にバランスの問題だと思います。必要なときにはそれなりのルールを作って、こちらでは録画を撮るということで、それで相手方には同意を取っていれば問題がないことだと思うので、そのようにする方法も考えたほうがいいと思います。せっかく利用するのに逆に利用を狭めることになる、有効性を低くさせてしまうのは疑問だと思います。</p>
会長	ほかに御意見のある委員はいらっしゃいますか。
委員	<p>今、3人の御意見を伺いながら、昨日の家族での会話を思い出して、意見を述べたいと思います。今、私立高校1年の息子がいるのですが、コロナの中で文化祭ができなくなったと。オンラインで文化祭をやるという話をしており、やはり、そうなる、記録を残したいという思いも出てくるのかなと思いましたが、これから学校でもオンライン授業を進めていかれるかと思っておりますが、そういったときにも諮問がなされるかと思っております。すべてセキュリティが先で</p>

	<p>はなく、区民のいろいろな思いを受けながら、ここで審議していければいいかなと思いますので、今後、そういったところもお考えに入れていただければということで意見として述べたいと思います。</p>
会長	<p>ほかに御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。</p>
委員	<p>まず、皆さんが話題にしている諮問第 21 号からです。基本的に諮問には賛成ですが、この同意事項で「録音、録画は行わない」としているのも、私としては書き方的な部分で問題があるかなと。というのは、面談など相談事項で 1 対 1 で区の方とやり取りするときに、相談する側の当事者の方が録音をしておきたいという思いは、様々な部分であると思います。後々、記録のために、また、何か圧迫的な面接にならないか心配と、そういう意味では「録音、録画は行わない」と言われると、そういった記録が取れないことで、このオンライン面談に参加できなくなる可能性があります。なぜ、これを同意事項として書くかという、録音、録画したものを SNS や他のサイトに載せて情報を漏えいさせてしまうことが問題なわけです。なので、録音、録画を行ったものを、そのように漏えいさせないと直接的に書けばいいことだと私は思っておりますので、今後、検討していただきたいという意見を付して、この諮問第 21 号には賛成をいたします。</p> <p>諮問第 13 号から第 20 号については業務が 1～7 まで、年間何万通というところで、業務ごとに外部委託をすると、正直、外部委託には余り賛成はしたくないのですが、こういった大規模な封緘封入作業は必要なことだとは思っておりますが、そもそも印刷自体が事業者の外部委託になるということは、出来上がったものを職員が確認することができないという問題があります。現場の人間として最終物をチェックできないというのは、もしテーブルがずれていて、実際の情報と名前がずれていたと、そういう最終チェックができなくなるのです。データとして本当にきちんと出来上がっていると思っていたら、打ち出してみたらずれていたというのはよくあることで、一番、情報漏えいのリスクとしては基本的な部分です。そのような確認ができないというのは、大変問題がある部分だと思います。さらに、それが 7 つの事業者それぞれやられているということで、そのような部分のチェックがしっかりできる体制を行っていただきたいのと、最初の外部委託を契約したときだけテストをやって、それで OK だったら全部 OK ですと手放しにしないと。しっかりとやっていただくことをお願いして、諮問第 13 号から第 20 号については賛成といたします。諮問第 22 号から第 44 号については、システム再構築に関わることで、これは特に意見はなく賛成といたします。</p>
会長	<p>ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。</p>
委員	<p>諮問第 21 号のオンライン会議や面談のことですが、私は一応、障害者団体の代表で来ていますので、だんだんこのようなことが進むと、障害者がどんどん排除されていく懸念があると思います。うちの団体は高齢化もあるので、もともとパソコンを使う方が少ないのと、視覚や聴覚の方などはそのようなものには誰かが付いていないと参加できなくなるのかなと。付いていればできるかもしれないですが、そのようなことがだんだん難しくなるという懸念があるので、</p>

	時代的にはこのように進んでいくのは、コロナの中で仕方がないことだと思いますが、その辺の配慮を少ししていただけるとありがたいと思います。
会長	ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。
委員	私は諮問第 21 号については賛成いたします。というのも、ネット情報というのは、一旦、漏れてしまうと、個人タトゥーやネットタトゥーというように、もう止めようがないので、このようにセキュリティをしっかりといただくのはすごくありがたいと思います。動画の録画などもまた個人情報を生み出してしまうことによって管理が難しくなると思いますので、一旦、初動としては録音、録画できないというのが最適ではないかと私は考えます。
会長	ほかに御意見があれば。
委員	<p>先ほど、委員がおっしゃったように、余りセキュリティ対策を強くしてしまうと、せっかくのオンラインの良さが消えてしまうと。かといって、ここに述べたようなセキュリティ対策を挙げておかないと、諮問をしづらいところも当初はあるのだらうと思います。</p> <p>そもそも論ですが、私は 10 年以上前にこのオンライン会議を多用して、痛目に遭ったり、非常に便利だなと思ったりしてきましたが、左サイドの実施機関、情報政策課、情報システム担当を見ると、まず導入して活用する、そういったセクションなのです。これらのセクションで、オンラインを導入して、セキュリティ対策も併せてやりますということですが、セキュリティ対策が機能するかどうか見るのは、まずは中立性を担保されているセクションがないと見られないと思います。</p> <p>導入しよう、活用しようというセクションが、その中で本当のセキュリティ対策というのは、なかなか編み出せないというかチェックができないと思います。そこで、内部監査のような中立性を担保されたセクションをきちんと作って、そしてオンライン会議を始める。始めたらある程度のタームで PDCA サイクルをきちんと回して、そこで出てきたチェック、問題を、第三者機関がこの諮問会議に出てきて、そこで我々は事前にこのようなことをやりましたと、だから是非この対応を考えてくださいというのならいいのですが、導入したい、活用したいというセクションがずらっと顔を並べて、セキュリティ対策に対して何かを言うというのは、これは何も担保されていない、ただ宣言をしているだけのように、一区民からすると聞こえてしまうのです。</p> <p>逆に、民生委員という立ち位置からしても非常に危ういなど。2 年、3 年経って、便利便利でいくと、このオンライン会議というのは、どのように使われているのか全然チェックができない気がします。オンライン会議は、私は肯定的に認めている立ち位置におりますので、この諮問は受けたいと思いますが、そもそも論として、中立性を担保されているセクションのない組織が、こういったオンライン会議等に踏み込んで長く活用するのは、非常にリスクだという感じがするのです。</p> <p>違ったセクションの、中立性が担保されているセクションが歯止めをかけるような、そもそも論のところですが、その安全性を担保できるような組織をまず作り、その組織がここに並んでいる、導入したい、活用したいという方た</p>

	<p>ち、又はそのようなセクションの対応をしっかりと見る所が、これから必要になってくると思います。是非、御検討いただければと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ほかに御意見はありますか。特になければ、私から報告第9号と諮問第21号について3点です。</p> <p>1点目は、ほかの委員からもありましたが、録音、録画についてです。現状の行わない、やらないという考え方よりは、録音、録画については主催者による可否について指示に従うという形で、その会議ごとに、その会議の責任者から指示を受けたら、禁止と言われたら禁止ですし、してもいいよと言われたらしてもいいと。ただ、指示に従うのだというところを義務にすることがいいのではないかと思います。</p> <p>2点目は、前回の書類審議のときのオンラインホームルームのところで私から意見を出しておりますが、この同意を取るのは、不同意があった場合に、不同意があるから同意なので、不同意をさせない同意というのは義務ですので、この部分については、私は同意ではなく、やはり確認とか、極端に言うと義務ですね。例えば、この会議でいえば、現状、我々は全員守秘義務を負っているわけです。これは守秘同意ではないですよ。この中でどなたか一人が、今日の会議は守秘には同意しないという選択肢はなくて、これは守秘の義務を負っているのだと思いますので、この34ページ(3)にあるような一連のことは、どちらかという義務ですと。ただ、守秘義務と大きく違うのは、守秘義務はどちらかという常識の範囲内でやるべき義務の内容が分かると思います。こちらのオンラインになったときには、その常識が余り伝わらないかもしれないわけです。例えば、オンライン会議を事務所から入りましたと。事務所から入ったのだけれども、よくよく考えてみたら事務所にいる同僚は横から話を聞くことができましたと。このような場合には、自分が漏らしたわけではないですよ。ただ単に、音が漏れてしまっていたということは、守秘義務に反するのかわからないのかという、守秘義務に反するつもりはなかったということになってしまうので、オンラインに関しては常識の範囲ではなく、どのようなことはやって良くて、どのようなことがやっていけないのかということを確認、依頼をする意味で、その依頼が漏れないようにしたかということ、この33ページの(3)にある個人情報の記録の追加で、同意ではなく、どちらかという主催者が参加者に対して依頼事項を全部伝えたかということです。ですから、あらかじめ知っていれば守ったのに、教えてくれなかったから勘違いしましたということを防ぐところに持っていければいいのではないかと思います。</p> <p>3点目は、これも実はオンラインホームルームで私から意見を出しておりますが、今回、報告第9号、諮問第21号は、外部結合の諮問になっております。ただ、外部結合の諮問の場合には外部結合記録票に基づいて行われます。そのために、今日の委員からの御質問あるいは御意見の中にも、このASPサーバ</p>

	<p>の事業者がセキュリティの義務を負うのではないかとありますが、実際には外部結合記録票にその観点はありません。それは外部委託の場合です。外部委託記録票には3点確認することになっており、秘密の義務、目的外使用の禁止、第三者への提供の禁止などの確認事項が入っております。ですから、今回、私からの意見としては、外部結合に関する場合には、まず外部結合記録票に関しては全て埋めないといけないのですが、現状、外部委託記録票にあるセキュリティ対策に関しても、外部結合記録票の中に追加していただいた上で、大半の場合は、外部結合の場合には、秘密の義務などが該当しないので、それであれば「該当しない」と回答してもらおう形で、外部結合記録票の中に、現在、外部委託記録票にあるセキュリティ対策についての確認事項を追加して運用していただくといいのではないかと思いますので、それを付け加えておきます。</p> <p>そうしましたら、報告第9号は了承、諮問第13号から諮問第44号は決定いたします。</p> <p>次に、報告第10号から報告第26号について、事務局から説明をお願いします。こちらは全て報告案件となります。説明は簡潔にお願いいたします。それでは、初めに報告第10号、第11号、第12号について事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>報告第10号 報告第11号 報告第12号</p>
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいまの説明について御質問があれば、挙手をお願いします。
委員	報告第10号から報告第12号の各報告の実施予定年月日が、現時点から言うとバックデートになっていると思うのですが、5月13日とか6月12日にも書面の評決の審議会を開いている中で、6月1日の実施予定年月日の報告が上がってきているという状況の理由について説明をお願いします。
情報政策課長	こちらは全て個人情報の追加の登録といった形ですので、登録した後の事後報告という形で、今回は行っております。
委員	<p>分かりました。内容的には問題はないと思っておりますが、そういうことが起き得るということを確認いたしました。</p> <p>もう1つ伺います。報告第12号です。45ページの臨時福祉給付金等支給に関する業務です。内容を読むと、勤務先として公務員だというフラグが必要なのだということかと理解していますが、これは公務員以外の方は空欄になっているという認識でよろしいですか、それとも公務員以外の方もそれぞれ職業が入ってくるのかどうか。</p>
情報政策課長	今回、公務員以外の方には既に区で児童手当を支給しておりますので、公務員に限って、その方が児童手当を受けているかどうか分からないといったところで、今回の追加になっているということです。
会長	ほかに意見があれば挙手をお願いします。よろしいでしょうか。それでは、報告第10号から報告第12号は了承いたします。

	<p>続いて、報告第 13 号から報告第 19 号、報告第 20 号、報告第 21 号及び報告第 22 号について、事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>報告第 13 号～第 19 号 報告第 20 号 報告第 21 号・第 22 号</p>
情報政策課長	<p>案件について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、御質問があればお願いいたします。</p>
委員	<p>報告第 13 号から報告第 19 号について、大きく 2 点伺ってまいります。まず、48 ページの記録形態のその他の横に、「マイクロフィッシュ」という言葉が書かれていて、知らなかったのを調べたのですが、マイクロフラッシュという記録媒体を作っているメーカーの名前かなと見ているのですが、そういった場合、食品に掛けるフィルムのことをサランラップと通称するというような話になってしまっているのであれば、これは本来的には「マイクロフラッシュ」という書き方が正しいのではないかと思っております。この記載が「マイクロフィッシュ」のほうでいいのかどうかということです。あと、この記録媒体というのは、これまで生きていて余りお目に掛かったことがないのですが、国のシステムではよく使われているものなのかどうか。この点を確認させてください。</p>
情報政策課長	<p>こちらは国民健康保険の全体的なシステムの中で活用していると聞いております。名称については、一旦引き取らせてください。</p>
委員	<p>もう 1 つあります。これが今回すごく重要なポイントかなと思っておりますが、性同一性障害の方が通称を使っている場合に、これを登録できるようになるというのが、この後の報告にわたっての事項になってくるかなと思っております。これは全て戸籍名と併記される形で、性同一性障害の方のみ通称が登録されているというデータベースになっているかどうかを確認させていただきます。</p>
国保年金課長	<p>おっしゃるとおり、これは性同一性障害の方に限って行うもので、その方について、今回オンライン確認で登録票の中に通称名を入れさせていただくというものです。</p>
委員	<p>そう認識していたのですが、ここで留意しなくてはならないポイントとして、通称に記載があるというスティグマをどのように見ていくかということ、すごく考えなければいけないポイントかなと思っております。</p> <p>今回、保険薬局だったり医療機関の方々は、割と幅広くにこのデータベースを参照して、過誤請求を防いでいくということで、目的はすごくいいことだと思うのですが、この通称の欄に名前が書いてあるということによってスティグマが付与されてしまうという状況を、国の事業だから区として何ができるかという話はあるとは思いますが、例えば通称が先に表示されるような形だったり、何らかの緩和するような策を講じていただきたいなと思っております。</p> <p>繰り返しになるのですが、国がやったことだから、区としてどこまでできるかというのはあると思うのですが、通称を使用しているから、この人は性同一性障害なのだという見られ方が、極力区の中で起きないように御配慮いただければなと思っておりますので、その辺りの御見解を頂ければなと思っております。</p>

国保年金課長	委員が御指摘のとおり、私どももそういった形になることは決して望ましいことではないと思っております。ただ今回、この制度については、国全体で患者情報としてシステム化して、画面構成してくるということもございまして、どこまでそれが可能なのかわかりませんが、機会を捉えて、そういうことについては伝えるようにしていきたいと考えています。
情報システム担当課長	先ほどの「マイクロフィッシュ」の件でございますが、もともとマイクロフィルムにはロールタイプとシートタイプのフィルムが2つありまして、シートタイプのほうを「マイクロフィッシュ」というように呼んでいますので、特定の製品の名称ではございません。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	今の通称の件は、私も全く同じ思いを持っております。もう1つあります。自己情報の提供の拒否、不可フラグを立てるということですが、これはどういう意味なのでしょう。それから、医療機関の人はオンラインの中でいろいろな情報を見ることができると思うと、そこでどこまで見られるのか。多分、住所は隠すのだけれども、だとすると、住所が隠されているということは、正にスティグマになってしまうのではないかと思います。それはどうでしょうか。
国保年金課長	1点目のフラグのことですが、DVとか虐待の被害者については、マイナンバーカードが不正に使用されて情報が閲覧されることがないように、本人からの申請等により保険者等でフラグを設定し、中間サーバへ連携することによりその情報が第三者に伝わらないように管理するというものです。ただ、それを国のシステムの中で、どういう形で担保していくのかということは、残念ですが、現時点では具体的なイメージについてはまだ頂いていないというのが現状です。ただ、私ども杉並区も、こういったDV被害者に対する支援については、住民基本台帳等でも、同様な支援を講じておりますので、今回、国が行うものに対応する運営上のノウハウは十分にあると考えているところです。
委員	もう1つです。そもそものオンライン資格確認システムなのですが、これは医療機関とか薬局に行って、マイナンバーカードを示すことで、資格確認ができるという仕組みなわけですが、私の認識では、医療業界が4年ぐらい前に報告書を出していて、その中では医療IDというものを作るのだと。つまり、個人に一つ一つの番号を振って、しかもそれが生涯変わらない、その人の医療情報をずっと追跡できる。今の被保険者番号ではできませんので、そういうことをやると。ただし、マイナンバーと一緒にしない。それは余りにも機微情報だからということで、医療IDを使うということだったのです。そのときに、でもマイナンバーのインフラがあるから、それを使ったほうが便利だなと。それで、使いましょうということが、報告書ではなされていたわけです。そこでお尋ねしたいのですが、今回のこのシステムにおいては、マイナンバー制度はどのように関係しているのか。余り微に入らないところで御説明をお願いします。
国保年金課長	今の委員御指摘のオンライン資格確認にマイナンバーカードがどのような形で使われてくるか。これは、マイナンバーカードに入っているICチップの中で、今、通常、証明書等を電子申請するときに使っている利用者証明用電子証

	<p>明書を使って、いわゆるマイナンバーカードの番号を使うのではなくて、そこに入っている利用者証明用電子証明書を使って、本人確認の用途に当てるといふものです。このように思っております。</p>
委員	<p>そうしますと、利用者証明用というのが、カードのチップの中に入っているということなのですが、その情報というのは、マイナンバーカードと必須なのか。つまり、それとは全然違うような、仮称医療カードといったものを使うことで実現できるのか、マイナンバーカードでなければ駄目なのかどうかを教えてください。</p>
国保年金課長	<p>総務省で出しているもの等を読んで理解しているものですが、マイナンバーカードの中に、ログインした者が利用者本人であることを証明する利用者証明用電子証明書が搭載されておりますので、マイナンバーカードを使用することによって本人確認を行う仕組みですが、特定個人番号いわゆるマイナンバーそのものに直接関わるものではないと思っています。ただ、この仕組みは総務省が実施することによって、多くの方が税の申告等でお使いいただいているということ存じ上げております。そういう前例のある中で、今回のオンライン資格確認の中でも、そのインフラを使うという形で国が定めたものと理解しております。</p>
委員	<p>そうしますと私の認識では、マイナンバーカードを国は普及させたいという大変な使命を帯びて、公務員には取らせるようにと現実的なことをやっているわけです。杉並区にそういったことを尋ねると、「いえ、カードの取得は任意です」というように必ず答弁してくれるわけですが、今の答弁を聞いていると、確かにマイナンバーカードと今回のオンライン資格確認とは、必ずしも一緒でなくてもいいのに、カードを普及させたいがためにやっているのだなど。そして、来年3月からはマイナンバーカードは保険証としても使えるようになっていて、非常に危ないと思っていますので、私はそれに対して危惧を持っているということを表明して、私の質疑は終わります。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。時間の関係もありますので、質問と意見は同時でも構いません。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、報告第13号から報告第22号については了承といたします。</p> <p>次に、報告第23号から報告第26号について、事務局から説明をお願いします。</p>
報告第23号～第26号	
情報政策課長	<p>報告第23号、報告第24号について説明する。</p>
情報システム担当課長	<p>報告第25号について説明する。</p>
情報政策課長	<p>報告第26号について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、御質問はありますでしょうか。</p>
委員	<p>報告第23号の杉並区情報公開制度実施状況の報告についてということで、参考で審査請求件数が出されています。この審査請求件数が4件とありますが、62ページからの一覧表のどれに当たるのかについての記載はあるのですか。それとも、特にどのケースが審査請求になったのかという記載はされていないのでしょうか。</p>

情報政策課長	その辺の記載はしておりません。あくまでも、件数のみの報告をさせていただいているところです。
委員	どれだか教えてくださいと言っても、今、分かるものなのですか。
情報政策課長	手持ちにございませんですが、4件ということです。
委員	分かりました。ちなみに、この審査請求が4件あって、その結果がどうだったかというのは分かりますか。
情報政策課長	審査請求ですが、現在順次行っているところをございまして、今後結果が出ていくものです。
委員	分かりました。特に絶対に必要な情報というわけではなくて、参考という形で載せていただいていることなのですが、そういったところまで分かると、また良い情報かなと思いましたので聞きました。
会長	ほかに御質問のある方はいらっしゃいますか。
委員	意見を申し上げます。報告第23号についてですが、審査請求があるということは、情報の公開された内容に対して請求した方が一定の不服があるから行われていることだと思います。なので、そういった状況がないように、区として公開できる情報というのをしっかりと公開していくべきだと私は思っております。 ちなみに、委員の立場として言わせていただくと、様々な情報公開をさせていただいておりますが、特にこれは個人情報ではないだろうと、ましてこれを区民に隠す必要性はないだろうという情報まで黒塗りにされている情報公開は、この間多数出ているところです。そういったことを改善して、区の情報もしっかりと区民に開示していく。請求があれば開示をしていく、透明化を図っていくという姿勢を、区の皆様には持っていただきたいと、意見として申し上げます。
会長	ほかに御質問のある方はいらっしゃいますか。
委員	報告第23号です。審査請求の件に関して、今の答弁の中で、順次対応しているということだったのですが、私が漏れ聞くところによると、請求を掛けているのに2年間ぐらいたなざらしになっていると。審査会が開かれていないと聞いております。これでは制度の形骸化であり、また個人の権利の著しい侵害であります。ここでその理由は尋ねませんが、大いに反省をしていただきたい。改善を求めるものです。
情報政策課長	状況だけ御説明させていただきます。審査請求のほうは、確かに2年ほど、行われていなかった事実はございます。ただ、昨年度、人員も増加いたしまして、巻き返しと言いますか、大分進めているところですので、どうぞその辺は御理解いただきたいと存じます。しっかりとやっけてまいります。
会長	ほかに御意見はございますでしょうか。なければ、報告第23号から報告第26号は了承といたします。 それでは、ただいま御審議いただきました諮問事項について、ここで答申をしてみたいと思います。これから事務局が答申案文をお配りしますので、内容の確認をお願いいたします。
(答申案文配布)	
会長	この内容でよろしいでしょうか。

(異議なし)	
会長	では、答申文を情報・行革担当部長にお渡しいたします。
(答申文の受領)	
会長	本日の議題は以上です。事務局から何かありますでしょうか。
情報政策課長	事務局から2点ございます。まず1点目です。確定版の会議録の配布についてです。本日確定しました令和元年度第5回、令和2年度第1回及び第2回の会議録を事務局からお配りいたしますので、お受け取りください。 次に2点目です。次回審議会の日程です。次回の審議会については、令和2年11月9日の月曜日14時からを予定しております。場所は中棟6階の第4会議室の予定ですので、どうぞ皆様、引き続きよろしく願いいたします。
会長	それでは、以上で令和2年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本日は御協力いただきまして、ありがとうございました。